

福津市排水設備工事の主な流れ

(詳細は、P2以降「**福津市下水道排水設備技術基準の概要及び注意事項**」を参照)

① 工事着工前に「排水設備等計画確認申請書」を下水道課に提出

- ※ **分流式**のため、汚水と雨水は別々に排除するよう設計すること。
- ※ 「受付年月日」「受付番号」は記入不要（市下水道課で記入）
- ※ 他人の土地や家屋を借用する場合、所有者の承諾が必要（承諾書欄）
- ※ 営業用調理場等があるときは、「グリース阻集器」を設置するものとし、阻集器選定計算書を添付すること。
- ※ その他、**排水基準を満たさない場合は、「除外施設」を設置すること。**

① -2 下水道課にて内容を審査

- ※ 修正指示がある可能性があるため、着工しないこと。

① -3 「排水設備等計画確認済書」の発行（受付番号付番）・受け取り

② 排水設備工事着手

- ※ 市からの指示事項に基づき施工すること

③ 工事完了後、「排水設備等工事完了届出書」を下水道課に提出

- ※ **工事完了後、5日以内に提出**すること。
- ※ 「受付年月日」「受付番号」は「排水設備等計画確認済書」記載の日付、番号を記入すること。
- ※ 雨水排水口の仕上げ、側溝等清掃状況が確認できる写真を提出すること。
- ※ **公道上に公共柵がない土地の場合は市と事前に協議を行い、既設取付管が使用できる場合は、宅内最終柵と既設取付管との接続施工写真を提出すること。**

④ 完了検査

- ※ 原則として毎週木曜日に実施（閉庁日や業務の都合により変更する場合も）
- ※ 火曜日午前中までに提出された完了届について、その週の木曜に検査を行う。
- ※ 検査時間については、火曜日の午後に電話で連絡する。
- ※ 不良箇所は手直しを指示する。写真による報告又は再検査を行う。
- ※ **申請者に検査日時を事前に連絡し、宅地内への立ち入りの承諾を受けること。**

福津市下水道排水設備技術基準の概要及び注意事項

1. 総 則

○ 目 的

排水設備の設計、施工、設計審査及び検査の適正な施行を図る。

○ 排水設備工事の範囲

- ・ 土地建物から排水される下水を、公共下水道に流入させる排水施設を築造する工事。
- ・ 下水とは総称であり、汚水と雨水に区分される。

2. 基準となる法令等

下水道法、下水道法施行令、下水道法施行規則、福津市下水道条例及び下水道条例施行規則等

3. 排水設備等工事の施工基準

下水道排水設備工事責任技術者講習会テキスト及び

下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会）に準じる

4. 全体的な注意事項

- ① 排水設備等の工事は、福津市下水道排水設備指定工事店でなければ施行してはならない。
- ② 工事を行う場合、あらかじめ「排水設備等計画確認申請書」を下水道課に提出し、その確認を受けなければ着工することができない。
- ③ 排水設備等工事の実施は（設計、施工）は、排水設備責任技術者の管理の下でなければ実施できない。
- ④ 下水の排除方法が分流式なので、雨水と汚水を別々に排除し、汚水管に雨水が侵入しないように施工すること（屋外に流しや手洗い、洗濯機を設置する場合は、汚水管に接続するものとし、屋根や囲い等を設置し、雨水及び土砂等が汚水管に流入しないような処置をすること）
- ⑤ 他人が所有する土地・建物に排水設備を設ける場合、又は他人が設置した排水設備を使用する場合は、事前に所有者の承諾を得ること。
- ⑥ 仮設事務所、仮設トイレ等を下水接続する場合も、②同様にあらかじめ「排水設備等計画確認申請書」を下水道課に提出し、その確認を受けなければ着工することができない。
- ⑦ リフォーム、リノベーション等により、排水設備に変更が生じる場合も、あらかじめ「排水設備等計画確認申請書」を下水道課に提出し、その確認を受けなければ着工することができない。
- ⑧ 雨水管の側溝・雨水路への最終排出口について、接続の施工前後の写真を提出すること。
- ⑨ 井戸水を営業用に使用する場合は、井戸メーターを設置し、使用開始の届出とあわせて「私設メーター設置届」を提出すること。（借家、アパート・マンション等についても「不動産経営」とみなし、井戸メーターの設置が必要）

5. 使用材料

- ・品質が保証されているもの。
- ・ビニル管について。
 - 一般管はV P管、薄肉管はV U管。
 - 下水道用硬質ビニル管はV Uと同じ肉厚。
- ・耐久性等を考慮し、一度使用したものは再使用しないこと。
- ・樹脂製柵とは、ポリプロピレン製柵を言う。

6. 設 計

① 事前調査

・ 既設公共柵の有無の確認、コンクリート柵・取付管等の老朽化、雨水排水先等の確認

※ 公道上に公共柵がない場合（既存住宅地のうち、東福間、若木台、光陽台、西福間の一部は公道上に公共柵なし）、取付管等が劣化している場合は事前に市と協議を行うこと

- ・所有権又は管理権などの権利関係の調査及び同意等の確認に関して、下水道法第 11 条に基づいて同意等の確認を入念に行うこと。 ※承諾書等を必要とする場合があるので考慮すること。

② 排水方式

- ・原則として自然流下方式とする。
- ・機械排水による場合は、自然流下と別系統とする。
- ・分流式なので、誤接続がないよう汚水と雨水を完全に分離すること。
 - ※ 屋外に流しや洗濯機を設置する場合は、汚水接続することとし、屋根や囲い等を設置し雨水を及び土砂等が汚水管へ流入しないような処置をすること。
- ・足洗い場については原則として雨水だが、利用状況により汚水とする場合がある。
- ・給湯器等ドレン排水、受水槽底部排水・オーバーフロー水については原則汚水だが、現場状況によっては雨水接続も可とするので、事前に協議すること。
- ・共同住宅等のごみ置き場の排水については、原則汚水接続とするため、事前に協議すること。

③ 設計図面の作成 ⇒ 平面図記載例参照のこと

- ・平面図は、必要事項を漏れのないように記入し、完了時には竣工図を提出すること。

※ 方位、管種、管径、勾配、柵深、柵間距離

- ・設置材料の略号については、原則的に設計図凡例に基づくこと。
- ・便器は大・小の区分を忘れずに記入すること。
- ・排水経路は以下のとおり着色すること。

汚水（**し尿を含んだ排水**）は「**赤色**」、汚水（**生活雑排水**）は「**緑色**」、雨水は「**青色**」。

なお、新設部分は実線、既設部分は点線で表記すること。

④ 排水管渠

【管 径】

条例の定めるところによる。

管路の途中で管径を変えないこと。

できない場合は流速勾配等によることができるが、最小管径は $\phi 100$ mm 以上。

※下流方向途中管路の口径は縮小しないこと。

宅内最終枺から公共下水道取付管までの管径は、取付管径に合わせること。

【勾配及び流速】

屋外排水管の勾配は $1/100$ 以上とする。

【土被り厚】

宅地内は原則として 200 mm 以上とする。

⑤ 枺及び掃除口

【枺の構造】

管理性等を考慮し、原則として枺深は $1,500$ mm 以下とする。

枺径は原則として、

樹脂製枺は、内径 300 mm 以上。

小口径枺は、枺深 800 mm までは内径 150 mm 以上。

枺深 800 mm から $1,500$ mm までは内径 200 mm 以上

【枺の設置場所】

排水管路の延長は、その管径の 120 倍を超えない範囲とすること。

便所からの排水管を接続する枺は、原則として 3 cm 以上の段差付枺（Y S 枺等）を使用すること。

⑥ 防臭装置

- ・いかなる器具も二重トラップを設けてはならない。

⑦ 通気管

- ・施行規則で定めるほか、必要に応じて通気管を設ける。

⑧ 附属装置

- ・下水道施設の機能を妨げ、又は排水管等を損傷する恐れのある物質等を排水する場合、阻集器を設けなければならない。

この場合、阻集器の機能が分かる構造図及び阻集器選定計算書を添付すること。

⑨ 水洗便所

- ・原則として節水型便器、洗浄装置は手洗い付きのロータンクとする。

⑩ その他

- ・建物の前面改造や取り壊し時は、取り壊し前に必ず公共桧に最も近い宅地側の排水管をキャップ止めし、雨水及び土砂等が公共下水道に流入しないよう対処すること。

6. 施 工

【排水管の接合】

ビニル管の場合は、原則として受口管を使用とする。

一般管及び薄肉管を使用し、カラー（V U、D V継手）で接続した場合、材料の選定誤りで管内部に段差が生じることがあるため。

【水洗便所】

- ① 汲み取り便槽は、汲み取り清掃・消毒後、取り壊し撤去するか、便槽の底を割り浸透水が滞留しないようにした後埋め立てる。
- ② 浄化槽は、汲み取り清掃・消毒後、取り壊し撤去するか、各層の底部に10cm以上の孔を数箇所開けるか破壊して浸透水が滞留しないようにした後埋め立てる。

【検 査】

排水設備の検査時は、蓋開け器具（公共桧、汚水桧、雨水桧）を準備すること。

原則として、工事を施工した責任技術者が立ち会うこと。

7. その他

○排水設備完了検査について

【日 程】

原則として毎週木曜日に実施。（閉庁日や業務の都合により金曜日に実施する場合もあり）

火曜日午前中までに提出された完了届について、その週の木曜に検査を行う。

検査時間については、火曜日の午後に電話連絡。

【方 法】

管路を公共桧から上流方向へ向かって順に鏡で確認し（既設桧を含む）、その後宅内の各器具から水を流し、流れ及び接続の確認を行う。

所要時間は1箇所10分程度（管路延長、排水器具数等により前後する）